

アジア再保証推進法，国防総省および 国務省のインド太平洋戦略報告書にみる 米国のインド太平洋戦略

亜細亜大学アジア研究所特別研究員 石川幸一

いしかわ・こういち 日本貿易振興会（ジェトロ）、国際貿易投資研究所を経て亜細亜大学アジア研究所長・教授を経て、2019年より現職。専門はASEANの経済発展と経済統合、著書に『アジアの経済統合と保護主義』（共著、文眞堂、2019年）など多数。

米国のインド太平洋戦略の詳細かつ具体的内容は、2018年12月のアジア再保証推進法（ARIA）、2019年6月の国防総省のインド太平洋戦略報告、同じく11月の国務省のインド太平洋戦略報告で提示された。ARIAは①外交、②安全保障、③経済、④米国の価値の4分野を対象とし、予算歳出を認めるなどトランプ政権のインド太平洋戦略実施を支援するとともに分野別戦略策定、議会への報告などの注文を付けている。ARIAは民主党を含め超党派が支持しており、政権が交代をしても米国のアジア政策のベースとなる。国防総省と国務省の報告はARIAを発展させたものである。国防総省報告は安全保障に焦点をあて、国務省の報告は米国が実施しているインド太平洋戦略におけるイニシアティブを包括的に説明している。同盟国およびパートナー、中国など脅威となっている国についての戦略も提示されている。ARIAと2つの報告は米国のインド太平洋戦略の基本的文書と位置付けられる。

はじめに

インド太平洋戦略は米国の外交・安全保障政策の最優先分野と位置付けられている。トランプ政権のインド太平洋戦略は、2017年11月のベトナムのダナンで開催されたAPECのCEOサミットでのトランプ大統領の演説によりビジョンが提示された¹⁾。中国の一带一路構想に対して強力な代替策を提供するとともに法の支配、個人の権利、航行と飛行の自由という3つの原則を打ち出している。その後、インド太平洋を欧州、中東を超えて最も重要な地域と位置付けた2017年12月の「国家安全保障戦略」、

ポンペオ国務長官の2018年7月のインド太平洋ビジネスフォーラムでの演説「米国のインド太平洋経済ビジョン」などでインド太平洋戦略の内容が明らかにされていった²⁾。

2018年末から2019年にかけてインド太平洋戦略の全容を明らかにする3つの重要な文書が発表された。2018年12月31日に成立した「アジア再保証推進法（ARIA）」、2019年6月の国防総省のインド太平洋戦略報告、2019年11月の国務省のインド太平洋戦略報告である。ARIAは議会が超党派で成立させた法律であり、国防総省報告は安全保障を対象とし、国務省報告は外交、経済、安全保障、人権などをカバーする包括的な報告となっている。インド太

平洋戦略は、インドあるいはインド洋を主に対象とし、インフラ建設と航行の自由に焦点を当てた戦略というイメージがあるが、3つの文書から地域と対象分野は極めて広いことが判る。

米国のインド太平洋戦略では、同盟国とパートナーとの連携・協力を強く打ち出しており、その筆頭に位置づけられているのは日本である。米国のインド太平洋戦略は、日本のアジア外交にも大きな影響を及ぼす。本論は、第I節でアジア再保証推進法、第II節で国防総省のインド太平洋戦略報告、第III節で国務省のインド太平洋戦略報告の概要をまとめ、意義と特徴などを論じている。

I インド太平洋戦略の基盤となる アジア再保証推進法

1. インド太平洋戦略の推進によりアジアへの 関与継続

(1) ARIAの構成

2018年12月31日にトランプ大統領は、上院で全会一致、下院で多数により承認されたアジア再保証推進法（the Asia Reassurance Initiative Act of 2018：ARIA）に署名を行い、ARIAは法令115-409として成立した。ARIAは4部構成であり、表1のような内容となっている。「再保証」は、インド太平洋地域の米国の同盟国とパートナーに対して、トランプ政権の自由で開かれたインド太平洋政策の枠組みを使い、米国が関与し続けることを再保証することを意味している。その対象は外交、安全保障、経済、米国の価値の4分野である。

ARIAが対象とする国はインド太平洋地域の国であり、北朝鮮から太平洋島嶼国まで非常に多い。同盟国は日本、韓国、豪州、フィリピン、

表1 ARIAの構成

1条	名称と構成
2条	現状分析
第1章	インド太平洋地域における米国の政策と外交戦略
101条	政策
102条	外交戦略
第2章	インド太平洋地域における米国の安全保障利益の推進
201条	歳出予算の承認
202条	条約同盟国
203条	米中関係
204条	米印戦略的パートナーシップ
205条	米ASEAN戦略的パートナーシップ
206条	米韓日三国間安全保障パートナーシップ
207条	4か国安全保障対話（QUAD）
208条	東南アジアにおける安全保障パートナーシップの強化
209条	台湾に対するコミットメント
210条	北朝鮮戦略
211条	ニュージーランド
212条	太平洋諸島
213条	航行および上空飛行の自由：国際法の推進
214条	東南アジアにおけるテロとの戦い
215条	サイバー安全保障協力
216条	インド太平洋地域における核と兵器の拡散防止と管理
第3章	インド太平洋地域における米国の経済的利益の推進
301条	現状分析と議会の見解
302条	貿易交渉、多国間協定、地域経済サミット
303条	米国ASEAN経済パートナーシップ
304条	貿易分野の能力醸成と貿易円滑化
305条	知的財産保護
306条	エネルギープログラムとイニシアティブ
307条	メコン川下流域開発イニシアティブ
308条	経済成長と資源保護についての議会の見解
309条	女性の経済的権利についての議会の見解
第4章	インド太平洋地域における米国の価値の推進
401条	現状分析
402条	人身取引
403条	報道の自由
404条	民主主義、人権、労働者
405条	2国間および地域対話：人と人の関与
406条	ASEANの人権戦略
407条	北朝鮮の情報へのアクセスの自由
408条	制裁と米国の援助の停止についての議会の見解
409条	歳出予算の承認
410条	インド太平洋の人権の擁護者
411条	青年指導者の人と人のイニシアティブ

(出所) Authenticated U.S. Government Information, Public Law 115-409-DEC.31, 2018 132 STAT. 5387により作成。

タイの5か国、インドを主要防衛パートナー (major defense partner) に指定し、ASEANは戦略的パートナーに格上げすべきとしている。ASEANでは、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナムが包括的パートナーとなっている。台湾については、1979年台湾関係法、3つの共同コミュニケ、6つの保証による台湾へのコミットメントの忠実な実行、武器売却、米国の高官の台湾への訪問など支持を強く打ち出している。ニュージーランドとは防衛安全保障協力、太平洋諸島国家（フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、パラウ、パプア・ニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ）は協力と援助が強調されている。

脅威となっている国としては、中国と北朝鮮があげられている。中国については市民社会と

宗教への抑圧とルールに基づく秩序を弱体化していることを批判する一方で、中国と積極的、協力的、広範な関係を築くこと、北朝鮮の非核化などで中国と協働することにコミットとしている。北朝鮮については完全で検証可能、不可逆的な非核化を中心に大きなスペースを割くとともに米韓日を含む他国民の人権侵害という表現があり日本人拉致問題を意味している。

ARIAは、外交、安全保障、経済、米国の価値の4分野の重要課題（表1）について、現状分析 (findings) を行い、議会の見解を明らかにし、米国政府、大統領、国務長官、国防長官などが行うべき政策や行動計画を明示している。これらは、shallあるいはshouldが使われており、多くは勧告ではなく義務となっている。また、重要な分野については、予算歳出が承認されている（表2）。2019年12月21日に

表2 ARIAで認められている歳出予算

目的	金額
1. インド太平洋戦略の外交、安全保障、防衛、貿易、投資など	毎年15億ドル
2. 民主主義、市民社会、人権、法の支配、透明性、説明責任	毎年2億1000万ドル
3. サイバーテロとの戦い	毎年1億ドル
4. 青年交流	毎年2500万ドル
5. 人権擁護者支援	毎年100万ドル
6. エネルギー戦略	毎年100万ドル
7. 貿易の能力養成と貿易円滑化	必要額
8. 知的財産保護	必要額

(出所) 表1と同じ。

表3 議会への報告義務

分野	報告期限と頻度
1. ASEANへの関与の戦略的枠組み	本法施行後180日以内と毎年
2. 北朝鮮の安保理決議違反行為の停止	違反行為の停止後30日
3. 北朝鮮の脅威に対する戦略	本法施行後90日以内とその後180日ごと
4. 東南アジアの過激派集団の戦闘力評価	本法施行後180日以内
5. 知財権侵害とサイバー関連脅威との戦い	本法施行後180日以内と毎年
6. メコン下流域地域開発イニシアティブの評価	本法施行後180日以内、2023年まで毎年
7. ASEANにおける人権、民主主義、良き統治	本法施行後90日以内
8. 人権擁護者基金の活動	本法施行後180日以内と毎年

(出所) 表1と同じ。

議会は ARIA を実施するための予算 25 億ドルを承認した³⁾。議会への報告義務が課されている分野も多い(表3)。

(2) ARIA の重要性

ARIA は、米国のアジア政策の根幹を定め、インド太平洋戦略のベースとなるものであり、極めて重要である。対象となる分野は4つに分けられているが、表1で示すように対象国地域・分野は極めて広く、詳細かつ具体的である。政権に対する要望(多くは義務となっている)、実施状況などの報告の義務、重要分野での予算歳出の承認など実施に向けての具体的な規定が多い。日本では、ARIA は台湾に対する米国の再保証に注目する報道や論説が多い⁴⁾が、台湾だけでなく北朝鮮から太平洋諸島までの広域インド太平洋地域を対象としており、安全保障だけでなく経済も重視されている。貿易では自由に加えて公平と互惠を常に求めており、インフラでは透明性を要求している。自由で開かれたインド太平洋構想の今後の展開を考える上で ARIA は極めて重要である。

2019 年に入ると、6 月に国防総省がインド太平洋戦略報告を発表し、11 月に国務省がインド太平洋戦略報告を発表した。国防総省の報告は ARIA の「2. インド太平洋地域における米国の安全保障利益の推進」の安全保障関連分野の規定に基づいており、国務省の報告は、「1. インド太平洋地域における米国の政策と外交戦略」の外交、「2. インド太平洋地域における米国の安全保障利益の推進」、「3. インド太平洋地域における米国の経済的利益の推進」、「4. インド太平洋地域における米国の価値の推進」をベースにしている。

ARIA で示されている議会の認識や考え方、

政権に実行を要望している政策や行動計画は、政権が変わっても米国のアジア政策として基本的に継続すると考えられる。なぜなら、上院では全会一致、下院でも大多数で承認されており議会のコンセンサスと言ってよい内容だからだ。

ARIA では、5 つの同盟国とともにインドと ASEAN が重視されている。インドは、防衛貿易と技術の共有、協力を促進し、合同演習、防衛戦略や政策の調整、軍の交流などを促進する主要防衛パートナーに指定され、ASEAN は戦略的パートナーシップへの格上げ、ASEAN 中心性の確認、共同構築の支援が述べられている。中国については、懸念と批判だけでなく、前述のように中国への関与と協力が強調されていることが注目される。

ARIA はトランプ政権のインド太平洋戦略実施を補完・支持するものだが、同時にトランプ政権の米国の同盟国とパートナーに対する政策や対応への議会の懸念を示すものでもある⁵⁾。つまり、トランプ政権のアジア政策にタガをはめる意味がある。しかし、ARIA では ASEAN とのパートナーシップを重視しているが、トランプ大統領は 2019 年の ASEAN 米国サミットを欠席し大統領補佐官を出席させたことで ASEAN の不興を買っている。APEC サミットは 2018 年、2019 年とも欠席である。ARIA では貿易問題への多国間の取組みを重視しているが、トランプ政権は 2 国間交渉を進めている⁶⁾。ARIA での政権への要望に応じない行動が多く、トランプ大統領にタガをはめる難しさを示している。

2. ARIA の概要：詳細かつ具体的な規定⁷⁾

第 2 条の現状分析では、世界人口の 5 割を占め最もダイナミックな経済発展をしているイン

ド太平洋地域の安全保障が中国、北朝鮮、ISIS（イラクとシリアのイスラム国）などテロリスト集団による挑戦を受けていること、米国の強いリーダーシップが欠けると法の支配に基づく国際システムが衰退し米国のみならず世界の不利益となること、そのため米国が平和と安全保障、経済的繁栄、基本的人権擁護のため主導的役割を果たすことが肝要としている。

2017年12月の国家安全保障戦略で、①インドの西海岸から米国西海岸に至るインド太平洋地域で世界秩序の自由なビジョンと抑圧的なビジョンの間で地政学的な競争が起きていること、②米国のインド太平洋ビジョンは排除する国はないこと、③主権・公平で互恵的な貿易と法の支配を尊重する新しいパートナーとの関係を拡大しつつ同盟国と既存のパートナーとの関係を強化すること、④海洋の自由と領域および海洋紛争の国際法に従った平和的解決へのコミットを強化すること、⑤朝鮮半島の完全で検証可能かつ不可逆的な非核化のため同盟国と協働することを掲げていると述べている。

(1) 第1章 インド太平洋地域における米国の政策と外交戦略

第1章は、外交を広範かつ詳細に取り上げ、議会の見解、米国政府、大統領、国務長官、国防長官が行うべき戦略、政策、行動などを明示している。

101条の政策では、①米国と同盟国、パートナーの安全保障上の国益を擁護、②米国の繁栄と経済的利益促進、③米国の価値と普遍的人権を反映させた米国の影響の拡大、④機能的な問題解決型の地域アーキテクチャの支持、⑤法の支配と国際規範の遵守と支持、を推進するインド太平洋地域に向けての戦略的かつ包括的

角的原則的な政策を発展させるとしている。

102条では、外交戦略として次の10項目が挙げられている。①同盟国との協力（共通の挑戦への対抗、情報共有、防衛のための投資と貿易拡大、相互運用の確保、能力共有）、②法の支配を尊重し公平で互恵的貿易に合意し市民社会、法の支配、自由な情報、透明なガバナンスの重要性を理解するパートナーとの関係強化、③ASEAN、APEC、東アジアサミットなど機能的な問題解決型地域アーキテクチャの支持、④航行の自由、紛争および海洋領域紛争の平和的解決、同盟国およびパートナーとの安全保障・防衛協力への米国のコミットメントの強化、⑤北朝鮮の完全で検証可能かつ不可逆的な非核化、⑥市民社会、法の支配、透明なガバナンス、⑦民間セクターの連携による経済開発と成長、⑧自由、公平、互恵的な多国間および2国間貿易協定、⑨質の高い透明なインフラプロジェクト、障壁のない貿易と開放された航路と空路および通信の維持、紛争の平和的解決に向けての協力、⑩強力な軍事的プレゼンス、同盟国・パートナーとの安全保障関係の強化。

(2) 第2章 インド太平洋地域における米国の安全保障利益の推進

安全保障を対象とする第2章は、全体で16条ありARIAの中核となっている。

201条の歳出予算では、インド太平洋戦略の外交、安全保障、防衛、貿易、投資などの広範な目的のために国務省、USAID、国防総省に2019年から2023年までの各財政年度に15億ドルの予算を認めるとしている。ただし、ミャンマーの国軍の教育訓練、フィリピンの麻薬対策、カンボジアへの援助には使用されない。

202条の条約同盟国では、日本、韓国、豪州、

フィリピン、タイの同盟国について安全保障条約などの条約に米国がコミットしていることを述べている。

203条の米中関係では、市民社会と宗教を抑圧しインド太平洋のルールに基づく秩序を弱体化していることを懸念し、法の支配と国際規範を尊重し建設的役割を果たすことを促している。積極的、協力的、広範な関係を築くことを求めており、ルールに基づく国際システムを支持強化し、北朝鮮の非核化などの共通の地域およびグローバルな課題で中国と協働することにコミットするとしている。議会の見解は、中国のコースを変え、米国との責任ある結果志向の関係を求め、グローバルな課題に関与するという決定を歓迎すべきであり、インド太平洋地域およびグローバルな建設的役割を促し、ルールに基づく国際システムを弱体化する行動への非難を続けるというものである。

中国への懸念、批判だけでなく、中国がインド太平洋地域でルールに基づく秩序に向けて建設的役割を求め、中国と協力することを期待すると述べており、関与政策を維持していることを示している点で注目される。中国への関与は国防総省のインド太平洋報告でも明確に示されている。

204条は米印戦略的パートナーシップであり、インドとの戦略的パートナーシップがインド太平洋の平和と安全保障に極めて重要であると認識し、関係強化と拡大を求めている。米国は米印防衛関係の新たな枠組み（2005年）、米印防衛技術貿易イニシアティブ（2012年）、インド太平洋とインド洋の共同戦略ビジョン（2015年）、パートナーシップを通じた繁栄に関する米印共同声明（2017年）にコミットする。2017財政年度国防授權法（National

Defense Authorization Act）1292条はインドを主要な防衛上のパートナーと認定することを求めている。主要防衛パートナー認定により、防衛装備品の貿易と技術の共有、協力を促進し、合同演習、防衛戦略や政策の調整、軍の交流などを促進するとしている。

205条の米 ASEAN 戦略的パートナーシップでは、米国政府は次の政策を実施すべきであるとしている。① ASEAN 関係を戦略的パートナーシップに格上げすることを支持確認、② 共同体構築を支援することにより ASEAN 中心性に再度コミット、③ ASEAN 統合の継続を促す、④ 豪、加、EU、印、日、韓、ニュージーランド、ノルウェー、台湾を含む国々との経済政治安全保障のパートナーとの ASEAN の関与の価値、米 ASEAN 貿易投資枠組み取り決め（TIFA）と米 ASEAN Connect などの戦略的経済イニシアティブの価値の認識、⑤ ASEAN 加盟国の領域紛争への建設的な方法での取組みと南シナ海行動宣言を含む平和的で合法的、国際仲裁を使った主張の追求への支持、⑥ 海上能力と海洋領域の認識の強化、国際水路への妨げのないアクセスと使用の保護、海賊対策、人身取引や薬物取引等海洋での違法取引、海洋安全保障への脅威に対応した海上能力の強化への ASEAN 加盟国の取組みへの支持、⑦ フィリピンと中国の領有権紛争に関する常設仲裁裁判所の判断を確認する共通のアプローチ。

本法の施行から180日以内および今後5年間、国務長官は米国と ASEAN 加盟国との今後10年間についての外交及び経済的な関与を支持するプログラム、プロジェクト、活動の戦略的枠組みに関する報告を議会に提出しなければならない。報告は、① 商業的関与の推進、② エネルギー分野での持続可能で効率的で革新的な技術

の使用の援助、③イノベーション、新しいビジネス創出、持続可能な成長を促進する経済的条件の支持、④成長、貿易、イノベーション、投資のための政策と規制環境の改善に向けての協力、⑤ASEAN 経済共同体による地域統合への加盟各国の努力の支援、⑥ASEAN の投資と開発の高い基準にコミットしている米国の友好国との連携。

206 条の米韓日三国間安全保障パートナーシップについては、大統領はミサイル防衛、情報共有、他の防衛関連イニシアティブなどの三国間安全保障協力を深める協力を進めるべきである。207 条の 4 か国安全保障対話 (QUAD) では、インド太平洋地域のルールに基づく秩序、国際法の遵守、自由で開かれたインド太平洋の推進に米、豪、印、日の安全保障対話が極めて重要であり、現在のメカニズムに代わるのではなく強化を意図すべきであるとしている。

208 条の東南アジアにおける安全保障パートナーシップの強化では、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナムに言及され、米国が関与するパートナーシップや協定が示されている。インドネシアは、米インドネシア包括的パートナーシップ (2010 年 11 月)、包括的防衛協力についての共同宣言 (2015 年 10 月)、その後の 2 国間の安全保障協定と取決め。マレーシアは、米マレーシア包括的パートナーシップ (2014 年 4 月)、包括的パートナーシップの強化についての共同宣言 (2017 年 11 月)、その後の 2 国間の安全保障協定と取決め。シンガポールは、防衛と安全保障の包括的協力のための戦略的枠組み協定 (2005 年 7 月)、防衛協力強化協定 (2015 年 12 月)、その後の 2 国間の安全保障協定と取決め。ベトナムは、米越包括的パートナーシップ (2013 年)、防衛関係に

ついで共同ビジョン宣言 (2015 年、2017 年)、その後の 2 国間の安全保障協定と取決め。議会の見解は、海洋安全保障とテロ対策の分野で協力を強化すべきであるとしている。

209 条の台湾に対するコミットメントでは、①緊密な経済、政治、安全保障関係の支持、② 1979 年台湾関係法、レーガン大統領が同意した 3 つの共同コミュニケ、6 つの保証による台湾へのコミットメントの忠実な実行、③現状の変更への対抗と台湾海峡の両側に受け入れられる平和的解決への支持、が米国の政策であるとしている。台湾への武器売却については、中国の現在および将来の脅威に対抗するための武器の定期的な移転を大統領は行うべきであるとしている。台湾関係法により米国の高官の台湾への訪問を促進すべきである。

210 条の北朝鮮戦略では、北朝鮮が国連安保理決議に違反して核兵器と弾道ミサイルを違法に開発をしていることと自国民、米韓日を含む他国民の人権侵害を行っていること、米国は北朝鮮の非核化を最大限の圧力と関与により求めていることという現状分析を行い、制裁措置を実施していることを政策として説明し、制裁終了後 30 日以内に国務省は制裁の終了の根拠を示し、終了と安保理決議違反行為の停止を説明する報告を提出することを定めている。核兵器とミサイル開発計画についての交渉の目的は、完全、検証可能、不可逆的なプログラムの廃棄である。

本法の施行から 90 日以内およびその後 5 年間は 180 日ごとに国務省は北朝鮮の脅威と能力に対する米国政府の行動について報告を提出しなければならない。報告は次の項目が含まなければならない。①平和的な非核化を達成し、弾道ミサイルの脅威を取り除くための戦略と政策の長

所と短所の評価を含む米国政府の行動の概要、②非核化とミサイルの脅威を取り除くためのロードマップおよびロードマップの実現のために北朝鮮が取る必要のある行動の評価、③国連安保理の決議を完全の実施するための世界各国との協議のための国務長官の行動、世界各国の決議実施のための行動、非協力的な国のリスト、非協力的な国の関与、協力を拡大するために行動計画を含む制裁の実施のための国際協調と協力を強化するための米国の戦略、④確実な制裁実施のための輸出管理体制の妥当性の評価、⑤輸出管理を実行するための権能の採用と使用についての各国への奨励と支援の行動計画。報告書は機密扱いでない形で提出されるが、機密扱いの付属文書を含む。議会の見解として、①北朝鮮が安保理決議での約束を果たすまで、全ての国際機関からの追放を主張するために発言し投票しなければならない、②国務長官が安保理決議に非協力的な国と認定した国への米国の外国姿勢と外国援助に適切な調整を行うことを含め、国務長官は各国に安保理における約束を実施するように促すべきである、が明示されている。

211条ニュージーランドでは、ニュージーランドとの防衛、安全保障協力を含む協力についてのウエリントン宣言（2010年11月）、ワシントン宣言（2012年6月）への米国のコミットメントに言及している。212条太平洋諸島では、議会の見解として南太平洋諸島の国々への米国の関与への強い支持、漁業と海洋資源保存、環境問題、グローバルヘルス、開発と貿易、品的関係を含む相互に関心のある分野での協力、法の支配、良き統治、機材開発の支援のために援助の供与の継続があげられている。米国自由連合盟約（自由連合はマーシャル諸島、

ミクロネシア、パラウが参加）については、西太平洋における米国の戦略態勢の強化、米国のコミットメントの強化、配置上の優位の確立により潜在的な敵対者に優位に立つ、自由連合の自己統治、経済開発、自給の促進を取り上げている。

213条の航行および上空飛行の自由、国際法の推進では、米国の政策として国際法に従いインド太平洋における定期的な航行と上空飛行運航の自由を実施し、国際法に従い南シナ海における海洋紛争を平和的に解決するために多国間の交渉を促進するとしている。議会の見解として、大統領は東シナ海と南シナ海を含む太平洋地域における合同の海洋訓練と航行の自由を実施するため同盟国およびパートナーと協働することを含む外交戦略（統合インド太平洋外交戦略）を作るべきであるとしている。

214条の東南アジアにおけるテロとの戦いでは、本法の施行後180日以内に国家情報長官がISISとアルカイダおよびその他の過激派集団の戦闘能力と活動についての報告を提出せねばならないとしている。報告は、①東南アジアのISISとアルカイダおよびその他の過激派集団の現在の戦闘員数、②中東から東南アジアに戻る戦闘員の予測人数、③東南アジアのISISとアルカイダおよびその他の過激派集団の戦闘員の規模と出身の分析、④過激派戦闘員との戦いに動員できる現在の資源と必要な追加的資源、⑤フィリピン、インドネシア、マレーシアを含むインド太平洋地域で効率的な作戦を行うための過激派戦闘員の戦力の詳細な評価、⑥過激派集団との戦いのための東南アジアの各国政府の戦力と資源、⑦過激派集団との戦いで東南アジアの各国政府に提供をするべき国防総省と国務省の追加的な資源と戦闘能力のリ

スト。

215条サイバー安全保障協力では、議会の見解は、国家が行う脅威を含めてサイバーセキュリティに効果的に対処し、脅威との戦いのベストプラクティスを共有し、サイバー攻撃、虚偽情報、宣伝に対する強靱性を強化するためにインド太平洋で強固なサイバーセキュリティ協力を行うべきである。そのために2019年から23年まで毎年1億ドルの予算を認める

216条のインド太平洋地域における核と兵器の拡散防止と管理では、米国は核兵器と大量破壊兵器の拡散とその運搬手段が国際平和と安全保障の脅威となっていることを認識し、核、ミサイル技術、大量破壊兵器の違法な使用と北朝鮮からのおよび北朝鮮への拡散による地域の安定への脅威に平和的に取り組もうとしており、ロシアと中国が極超音速滑空機などの研究開発を含め、核兵器を増強・現代化していることと商業用核技術の売却を進めていることに留意し、多くの国による核エネルギーの合法的な平和的応用を認めているとしている。議会の見解は、大量破壊兵器の拡散とその運搬手段を制限し、インド太平洋地域で効果的な軍備管理と非拡散政策を進めるために全ての合理的で適切な施策を実施すべきであるというものである。

(3) 第3章 インド太平洋地域における米国の経済的利益の推進

第1章の外交戦略で、自由、公平、互恵的な多国間および2国間貿易協定と質の高い透明なインフラプロジェクト、障壁のない貿易と開放された航路と空路および通信の維持などが外交目的として挙げられているため重複をさせているのか、第3章では詳細な説明はない。トランプ政権はWTOを軽視する傾向があるが、議

会はWTO交渉への支持を明確にしている。ASEANについては、シンガポールとの2国間FTAが締結されているが、ASEANとの包括的な経済関与枠組み交渉を行うべきであるとしている。知財保護については、最優先課題とされ、サイバーを利用した知財の窃盗を含め知財の侵害に対して行動することを大統領に求め、毎年の議会への報告を求めるとともに予算歳出を承認している。エネルギー戦略も重視され、毎年のエネルギー戦略策定を義務化し予算歳出を認めている。

301条の現状分析と議会の見解では、インド太平洋地域の経済的重要性を米国商工会議所、アジア開発銀行などのデータで説明し、インド太平洋地域との貿易は米国経済、輸出、雇用にとり極めて重要であるとしている。302条インド太平洋の貿易交渉、多国間協定、地域経済サミットでは、①貿易上の義務と法の支配に従い、米国の雇用と経済を拡大させる多国間、2国間および地域貿易協定、②公式の経済対話、③複数国および分野別交渉を含むWTO交渉、④WTO貿易円滑化交渉の全面実施、⑤インド太平洋における米国の目的実現のためのAPEC、東アジアサミット、G20の活用、を議会は支持するとしている。303条の米国ASEAN経済パートナーシップでは、ASEANとの包括的な経済関与枠組み交渉を大統領は行うべきとしている。304条の貿易能力養成と貿易円滑化では、インド太平洋における米国企業の公平な事業環境を含む包括的な貿易能力養成と貿易円滑化戦略を作ることとそのための予算を認めている。

305条知的財産保護では、大統領は知的財産のサイバーを利用した窃盗を防止し罰するため全ての適切な行動を含めて知的財産法の実施

の強化を最優先として措置を実施するべきであるとしている。本法の施行から180日以内およびその後5年間毎年大統領は議会に報告を提出しなければならない。報告は、インド太平洋、中でも中国での知的財産侵害とサイバー攻撃による窃盗との戦いのための米国政府の対策、米国の関与と能力養成支援の優先分野の国別評価についてである。そのために予算歳出が認められる。

306条エネルギープログラムとイニシアティブでは、本法の施行から180日以内およびその後5年間毎年大統領は、包括的で統合され多年度のエネルギー戦略を作成しなければならない。その目的は、貧困削減、経済成長促進、雇用創出、エネルギー安全保障のために効率的で信頼でき妥当な価格のエネルギーへのアクセスを可能にするエネルギーミックスの開発に向けて、インド太平洋地域の各国が戦略と米国エネルギー企業、エネルギー省との協力を実施することを促すことである。2019年から23年まで毎年100万ドルの予算歳出が認められる。米国はミャンマーを含むインド太平洋地域の電力への普遍的アクセスを促進するために世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関および民間セクターの協力を進めねばならないというのが議会の見解である。

307条メコン川下流域開発イニシアティブ(Lower Mekong Initiative : LMI)では、国務長官はUSAID長官と協力して、メコン下流域諸国の環境、衛生、教育、インフラ開発への関与を強めねばならない。具体的には、①環境問題と環境の回復力の予測プログラムの開発支援、②生物多様性の維持と安全な飲料水へのアクセスを含む森林および水資源の持続的使用の国境を越えた協力支援、③就学、ブロードバン

ドインターネットの連結性(とくに農村地域での英語教育と連結性)の支援、④HIC/AIDS感染率の減少、マラリアと結核治療支援を含む衛生面の改善である。本法の施行から180日以内および2023年までの毎年国務長官はUSAID長官と協力して、①2009年以降のLMIの活動のリストと評価、関与と成功の証を高めるための戦略、LMI実施のための予算執行についての報告を議会に行わねばならない。

308条の経済成長と資源保護についての議会の見解では、大統領は天然資源の保護と文化およびエコロジー面で価値のある土地と水域の保存する農業慣行を展開するための活動と投資を行うために各国政府と米国民間企業の関心を促すべきであるというものである。309条女性の経済的権利についての議会の見解では、米国は次の活動を行うべきである。①女性に土地と財産の所有、管理、使用、利益を得ることおよび相続する平等な権利を与える法的枠組みの確立、これらの権利の行使を可能にする法的リテラシーの改善、法の施行能力とコミュニティの指導者のこれらの権利の行使能力の強化を含む、アジアの途上国の女性の私的所有権と土地所有を確保するための活動の支援、②権利の実現、自分の人生の決定、指導的役割を担うこと、家庭・コミュニティ・社会で決定に影響を持つために、不利な条件におかれた女性の能力強化のためにアジアの市民社会、政府、国際機関と協働すること、③女性が所有する零細、中小企業の適切な金融商品とサービスへのアクセスの拡大。

(4) 第4章 インド太平洋地域における米国の価値の推進

日本の自由で開かれたインド太平洋戦略で

は、民主主義、人権、市民の自由、法の支配などは普遍的価値の尊重となっているが、ARIAでは米国の価値とされており、インド太平洋地域における米国の価値への支持と推進が米国の安全保障上の利益になるとしており、詳細かつ具体的な政策や行動計画を含む規定となっている。中国と北朝鮮だけでなく、カンボジア、タイ、ラオス、ミャンマー、フィリピンについて、民主主義、人権、市民の自由などに問題があるとしている。

401条の現状分析では、①人権と民主主義的価値の尊重、強い支持が米国の安全保障の利益となっていることと外交戦略の成功、貧困削減、法の支配、腐敗との戦い、過激主義の誘因の減少、経済成長に極めて重要なこと、②フリーダムハウスにより「自由でない」とされたカンボジア、中国、北朝鮮、ラオス、タイの法の支配と市民の自由に深刻な懸念があること、③「部分的に自由」とされロヒンギヤに対する暴力が民族浄化であると米国が宣言したミャンマー、「部分的に自由」とされ、法的手続きによらない殺人が行われているフィリピン、失踪、法に基づかない拘留、過剰かつあらゆる場所での監視、法的手続きにおける適正な手続きの欠如が問題となっている中国に受け入れがたい人権状況があること、④国家防衛戦略では、米国は抑圧的体制の下で生き、自由、個人の尊厳、法の支配を求める人々を支持すること、米国の利益の脅威になる国と米国の価値に反する行動をとる指導者を孤立させるために外交、制裁などの手段をとること、女性の平等と権利の保護、女性と青年のエンパワーメントプログラムを前進させる努力を支持することが列挙されている。

402条人身取引では、人身取引と奴隷状態に

対する戦いのためにさらに努力することを大統領に促している。403条報道の自由では、米国政府関係者は報道の自由を唱道し続けること、あらゆる機会に記者団に関与することにより報道の自由を主導すること、米国は政府がインド太平洋地域における報道の自由の挑戦を議論し対処するために政府とジャーナリストを含む市民社会を集めて報道の自由を推進することを唱道し支持するべきであるというのが議会の見解である。404条民主主義、人権、労働者では、議会の見解はインド太平洋地域の米国大使館と領事館は米国の民主主義、人権、労働、反腐敗、良き統治などの政策について唱道するとともに報告する担当官を置くべきであり、そのための予算を認めるべきであるというものである。

405条2国間および地域対話：人と人の関与では、国務長官は、①人権と信教の自由侵害についてのハイレベルの2国間および地域対話を行う、②青年の指導者を含む交換プログラムを作り支援する、③市民社会発展を重視する教育の交流と能力養成プログラムを作る、の3点を行うべきである。406条ASEANの人権戦略では、人権、民主主義、良き統治に取り組むASEANの能力を改善するために米国はASEANとの協力を継続すべきである。本法の施行から90日以内に国務長官は、協力を強化するための資源の評価とASEANの組織の評価を含む戦略を議会に提出すべきである。

407条北朝鮮の情報へのアクセスの自由では、大統領は北朝鮮に関する情報アクセスの自由を高める努力を続けるべきであるとしている。408条制裁と米国の援助の停止についての議会の見解では、大統領は、人権と信教の自由を侵害し、検閲を行う個人と組織に対して法に

従った金融制裁、ビザ停止制裁を課すべきであり、経済援助を停止すべきであるというのが議会の見解である。409 条歳出予算の承認では、民主主義推進、市民社会強化、人権、法の支配、透明性と説明責任の強化のために 2019 年から 23 年まで毎年 2 億 1000 万ドルの予算歳出を認める。教育、訓練、能力養成に焦点をあて大学、市民社会、多国間機関に拠出される。予算は、中国における民主主義、人権と法の支配、チベットおよび中国、インド、ネパールのチベット人コミュニティの文化的伝統の保持、持続可能な開発、教育と環境保全活動を行っている NGO も使用ができる。

410 条インド太平洋の人権の擁護者では、人権擁護者を人権と基本的自由の促進と保護を唱道することが安全あるいは生命の危機をもたらす場合でも非暴力的に主張する個人あるいはグループと定義し、人権擁護者が弾圧や紛争により困難に直面しているとみている。2019 年から 23 年まで毎年 100 万ドルを国務省の人権擁護者基金を通じて支出することを認めている。本法の施行 180 日以内および 2023 年までの毎年国務長官は、人権擁護者の活動のリストと評価、活動への関与と成功のための戦略、基金の活動のための歳出の報告を含む報告を議会に提出しなければならない。

411 条青年指導者の人と人のイニシアティブでは、民主主義、人権、良き統治などの能力養成に重点を置いた ASEAN 青年指導者イニシアティブ、ASEAN 青年ボランティア・イニシアティブなどの交流プログラムを含むインド太平洋の青年指導者イニシアティブを支援するために 2019 年から 23 年まで毎年 2500 万ドルの歳出を認めている。

412 条留保規定では、本法の規定は軍事力の

使用を認めるものと解釈されないとしている。

II 国防総省のインド太平洋戦略報告

1. 報告の特徴

国防総省は 2019 年 6 月 1 日にインド太平洋戦略報告を公表した⁸⁾。インド太平洋報告は、全体で 55 頁、①序論、②インド太平洋の戦略的展望：傾向と挑戦、③米国の国益と防衛戦略、④地域の目的を実現するための米国の影響力の保持、⑤結論の 5 部から構成されている（表 4）。

報告書の意義と特徴は次のように整理できる。

- ① 国防総省のインド太平洋戦略報告は ARIA の第 2 章の防衛戦略を詳細かつ具体化させたものである。米国の安全保障と経済成長に最も重要な地域であるインド太平洋地域が、中国やロシアなどの台頭により、米国が中心となって創ってきたルールと法の支配、航行の自由、武力と威圧によらない紛争の解決、知財権の尊重、略奪的でない投資などの国際公共財というべき秩序が脅威を受けているとい

表 4 国防総省インド太平洋戦略報告書の構成

1. 序論
1.1 インド太平洋との米国の歴史的紐帯
1.2 自由で開かれたインド太平洋のビジョンと原則
2. インド太平洋の戦略的展望：傾向と挑戦
2.1 修正主義国家中国
2.2 復活した悪役ロシア
2.3 ならず者国家北朝鮮
2.4 国境を越える脅威の拡大
3. 米国の国益と国家防衛戦略
3.1 米国の国益
3.2 国家防衛戦略
4. 地域の目的を達成するための米国の影響の保持
4.1 軍備
4.2 パートナーシップ
4.3 ネットワーク化された地域
結論

(出所) The Department of Defense, Indo-Pacific Strategy Report Preparedness, Partnerships, Promoting a Networked Region. により作成。

う認識がある。こうした挑戦に対して、米国だけでなく同盟国およびパートナーと協力して対抗し、その負担は公平に分担するというのが基本的なメッセージである。

- ② 米国のインド太平洋戦略におけるインド太平洋は米国西海岸からインド西海岸までであり、日本のインド太平洋構想のようにアフリカは含まれない。インド太平洋戦略ではインドやインド洋を中心とした地域が重視されているというイメージがあるが、米国の戦略では北朝鮮や台湾が重視され、ロシア、モンゴルも対象となっている。
- ③ 脅威となっている国として、中国、ロシア、北朝鮮があげられている。中国については大きなスペースを割いて軍事力の強化、東シナ海や南シナ海での海洋進出など安全保障面の脅威、知財の侵害や一帯一路による経済的な進出とその問題を指摘している。同時に中国への関与を続け、協力の可能性を求めていくことを明記している。対決一辺倒ではなく、中国に対する批判と対抗・圧力を強めるとともに交渉を続け協力の可能性を探るという対決と関与の両面政策が示されている。北朝鮮については、拉致問題の解決で日本政府を支持し北朝鮮にこの問題を提起していることが明記されている。
- ④ インド太平洋戦略は、①軍備拡充、②パートナーシップ強化、③地域の安全保障協力のネットワーク化、により推進する。軍備では、日豪のシステムと相互運用可能なミサイル防衛システムへの投資など短期投資とサイバー領域での攻撃と防衛作戦を行うための投資と宇宙領域のドクトリン、能力、専門能力の開発を含む中長期投資について説明し、新しい作戦構想として陸軍の多領域任務部隊と

海軍・海兵隊の遠征前進基地作戦をあげている。

- ⑤ 中国などの脅威と挑戦には同盟国との防衛協力などパートナーシップの強化が不可欠である。同盟国とパートナーは米国との外交、防衛面での協力と関係の深さにより、グループ分けされている。最も緊密なのは5つの条約を結んでいる同盟国であり、次に重要なのが民主主義国であるパートナー4か国である。次に南アジアと東南アジアの国があげられ、南アジアの国ではインドが最重視されている。東南アジアは同盟国以外の主要国（インドネシア、マレーシア、ベトナムとの関係強化を優先し、その他の国（ミャンマーを除く）と関係強化の機会を求めるとしている。
- ⑥ 安全保障協力に関連した地域のネットワーク化も重要な戦略である。2国間協力に加え多国間協力を重視しており、米韓日の3国間防衛協力、QUADなどがあげられている。ASEANはインド太平洋戦略の価値と政策を推進する主要パートナーと位置付けられ、ASEAN中心性を支持するとしている。米国を含まない2国間および多国間協力としては、ベトナムと豪州、日本とインド、マレーシア・インドネシア・フィリピン、日本とフィリピン、インドとベトナム、インド・日本・豪州など活発化している。

2. 報告の概要

(1) 序論

序論は、インド太平洋は米国の未来に取り最も重要な地域であり、地理的範囲は米国の西海岸からインドの西海岸までとしている。インド太平洋の地理的範囲は、日本の場合アフリカとインド洋の西半分を含むが、米国の定義はイン

ドの西海岸まで（インド洋の東半分）と日本より狭いものとなっている。

インド太平洋地域は、世界最大の人口国、世界最大の民主主義国、世界最大のイスラム国家、世界の10大常備軍のうち7つ、核兵器をもつ6か国、10大商業港の9が存在し、世界の海上貿易の60%がアジアを通過する。世界のGDPの60%を占め、世界で最も早く成長する国のうち6か国があり、米国の貿易は2.3兆ドル、直接投資は1.3兆ドルに達している。

米国のインド太平洋ビジョンは、「全ての国に利益をもたらす安全でゆるぎなく、繁栄し自由な地域」であり、原則は①全ての国の主権と独立の尊重、②紛争の平和的解決、③自由な投資、透明な協定、連結性に基づく自由で公平、互恵的な貿易、④航行と飛行の自由を含む国際ルールと規範の遵守、である。自由で開かれたインド太平洋の「自由」は、全ての国が国の規模に関わらず、他国の威圧から自由に自国の主権を行使できることを意味する。また、国のレベルでは良き統治と市民が基本的権利と自由を享受できることを保証することである。

「開かれた」は、持続的成長と連結性を促進することであり、全ての国が国際海域、空路、サイバーおよび宇宙空間にアクセスできると経済面では公平で互恵的な貿易、自由な投資環境と透明な協定を意味する。米国のビジョンは、独立した国が国益を守り、国際市場で自由に競争できる地域秩序を目指しており、1カ国がインド太平洋を支配することを容認していない。

米国は同盟国およびパートナーとビジョンと原則を共有している。また、米国は政府全体での取り組み（whole-of-government）を行う。2018年のインド太平洋ビジネスフォーラムに

は、国務長官、商務長官、USAID長官など閣僚クラスが参加し、インフラ、エネルギー、デジタル経済への官民の投資拡大の新たなイニシアティブを発表した（BUILDなど具体的なイニシアティブについては第3節を参照）。政府全体による取り組みを法制面で支えるために2018年12月31日にアジア再保証推進法（ARIA）が大統領により署名された（第1節参照）。

(2) インド太平洋の戦略的展望：傾向と挑戦

インド太平洋の戦略的展望：傾向と挑戦では、中国、ロシア、北朝鮮と国境を越える脅威の増加を4つのインド太平洋地域への重大な挑戦として取り上げている。

①修正主義国家中国：中国の台頭は21世紀を決定する要因の一つであり、インド太平洋は政治経済安全保障上の利益を求めて摩擦を容認する確信的で主張の強い中国に向き合っている。中国は共産党の指導下で価値とルールに基づく秩序という原則を損なうことにより国際システムを内部から弱体化している。安全保障面では中国は短期的にはインド太平洋の地域的な覇権を求め、最終的にはグローバルな卓越を求め、戦力投射、核戦力、サイバー空間、宇宙空間、電子兵器の運用などの軍事力増強を進めている。2018年にはスプラトリー諸島に対艦巡航ミサイルと長距離地对空ミサイルを配備し、東シナ海では尖閣諸島周辺海域で監視活動を続けている。中国は台湾への武力使用を放棄することなく、軍備を強化している。

経済面ではスパイ活動と窃盗を続け、入手した技術を軍事転用している。米国は、主権と法の支配を尊重し、責任ある融資慣行に依拠し、透明かつ経済的に持続可能であれば中国の投資

に反対しないが、中国の投資は地場企業と労働者に機会をもたらさず、債務増加などネガティブな影響とコストをもたらしている。中国は一帶一路を北極に拡張しようとしており、自国を近北極国家と宣言し、南極でも関与を拡大している。

米国は、中国関与政策により危機を減じようとしている。国家防衛戦略の究極目的は透明性と不可侵という長期的な路線に基づき米中の軍事関係を設定することである。2国間の建設的で結果志向型の関係がインド太平洋戦略の重要な目的である。国防総省はインド太平洋における平和と安定を維持する行動に中国が関与し、ルールに基づく国際秩序を支持するよう促していくとともに米国の利益があれば協力をしていく用意がある。

このように中国は既存のルールに基づく秩序、紛争の平和的解決、航行の自由などを脅かし、軍事および経済的覇権を求める修正主義勢力として大きなスペースを使って批判されている。しかし、リスク削減：中国への関与というコラムがあり、中国に対してルールに基づく国際秩序を支持するように促し、米国の利益になるようであれば協力していくと関与政策を続けることが明言されている。

2019年10月24日にワシントンの政府系シンクタンク・ウィルソンセンターでペンス副大統領は中国との関係に行いて演説を行い、「トランプ政権は中国との対立ではなく建設的な関係を望んでいる。デカップリングは求めている。米国は中国への関与と、中国の世界への関与を求めている。公正さ、相互尊重、国際的な通商ルールに一致した関与だ」と述べている⁹⁾。ペンス副大統領は、1年前にハドスン研究所で新冷戦の開始といわれた厳しい対中批判

演説を行っており、ウィルソンセンターでの演説は多くのメディアに対中姿勢の軟化と評された¹⁰⁾。しかし、2019年6月の国防総省のインド太平洋戦略報告書で中国関与政策が明確に示されており、ペンス演説は報告書で示された方向性に則るものといえる¹¹⁾。

②復活した悪役ロシア：ロシアはインド太平洋におけるプレゼンスを回復するために核戦力、A2/AD（接近阻止／領域拒否）システム、長距離飛行の訓練拡大など軍事力の強化と戦略的能力の優先化を進めている。日本海で爆撃機と偵察機の定期的な飛行を行うとともに、米中対立を利用して中立的な第3のパートナーとして東南アジアでの外交を強化している。ロシアは中国との外交、経済、軍事的な協力を行っており、ロシアの軍事演習 VOSTOK (East) 2018 に中国が初めて参加した。

③ならずもの国家北朝鮮：北朝鮮は、最終的かつ完全に立証可能な非核化（final fully verifiable denuclearization）を行うまで、グローバルおよび同盟国とパートナーへの安全保障上の脅威である。北朝鮮はイランやシリアなどへの通常兵器、核技術、ミサイル、化学薬品の拡散を行ってきた。北朝鮮は自国での人権侵害、表現の自由の侵害など自国民の虐待などを行っている。米国は日本人の拉致問題の解決で日本政府を支持し北朝鮮にこの問題を提起している。北朝鮮が非核化に向けて行動をとるという明確かつ疑いの余地のない戦略的決断を行うまで米国は全ての実施可能な制裁措置の実行を続ける。

④国境を越える脅威の拡大：インド太平洋地域は、ISISなどのテロ、薬物・人身・野生動物の違法取引、海賊行為、危険な病原体、武器の拡散、地震や噴火自然災害、違法漁業など国境

を越えた多くの脅威の拡大という挑戦を経験し続けている。ガバナンスの弱体化も懸念すべきであり、カンボジアでは民主主義が後退している。同国では中国が沿岸部に基地を作ろうとし外交政策に影響を及ぼしている。ミャンマーのラカイン州では国軍によるロヒンギャに対する人権侵害が起き、バングラデシュにおける100万人を超えるロヒンギャ難民が不安定要因となっている。

(3) 米国の国益と国家防衛戦略

米国の国益は、2017年の国家安全保障戦略で示された①米国の人民、国土、アメリカの生活様式を守る、②貿易不均衡に対処する公平で互恵的な経済関係を通じて米国の繁栄を守る、③卓越した軍事力を再構築し、共通の脅威に対する防衛の責任を同盟国とパートナーと公平に担うことにより力により平和を守る、④米国の利益と原則が守られるように多国間の機関で競い主導することによる米国の影響力を強化する、の4つである。2018年国防総省戦略の目的は、①国土を防衛する、②世界の卓越した軍事力であり続ける、③主要な地域で有利な力の均衡を確保する、④安全保障と繁栄を導く国際秩序を前進させる、の4つである。

国家安全保障戦略と国家防衛戦略は、インド太平洋地域が米国の安定、安全保障、繁栄に極めて重要であると確言している。国家防衛戦略の核心となる分析は、米国の中国とロシアに対する軍事的な優位性が減退しつつあり、対応が適切でないと攻撃と威圧に対する米国の能力を損なうということである。インド太平洋で直面している課題は、どの国であれ1か国では対応できる範囲を超えている。国防総省は、共通の課題に対するために意思を同じくする同盟国と

パートナーと協力を進める。

(4) 地域の目的を達成するための米国の影響の保持

国家防衛戦略は、強力な攻撃力 (lethality) の増強、同盟の強化、競争力のある空間の拡大を求めており、インド太平洋戦略では、軍備 (Preparedness)、パートナーシップ (Partnership)、ネットワーク化された地域 (Promoting a Networked Region) が相当する。

①軍備：統合軍の強力な攻撃力 (lethality)、柔軟性 (resilience)、機動力 (agility)、準備 (readiness) を強化するために短期の戦力展開と長期の軍備現代化のための投資に資源を配分する。最も切迫したシナリオは、対抗する国が自国の利益のために力行使して紛争の開始の時点で地域的な軍事的優位に立とうとし、迅速に限定された目的を達成するために軍事的能力を行使し米国とその同盟国、パートナーの対応の機先を制するというものである。国家防衛戦略では、同盟国とパートナーとともに戦闘能力のある軍を準備させ、必要があれば戦い勝利することを国防総省に命じている。

そのため短期的に次の投資を行う。①統合太平洋アラスカ区域コンプレックスの最新鋭訓練施設への投資、②空軍と海軍航空戦力の80%の戦闘機が出動可能とするためのメンテナンス投資、③日豪のシステムと相互運用可能なミサイル防衛システムへの投資。長期的な投資の例は次のとおりである。①陸軍の多領域任務部隊 (Multi-Domain Task Force)¹²⁾ の配置を加速し、同盟国とパートナーとの関係を深めるためにパシフィック・パスウェイ・プログラム (Pacific Pathways) を拡大する、②コロンビア級の弾道ミサイル潜水艦への投資、③第4.

第5世代も航空機100機の調達、④中距離空対空ミサイル約400機の調達、⑤空対地ミサイル400機以上の調達、⑥無人の水上車両、長距離対艦ミサイルと海上迎撃戦術ミサイルトマホークへの投資、⑦対地上兵器、対潜水艦兵器、弾道ミサイル防衛システムへの投資として24年度末までに10隻の駆逐艦を調達、⑧サイバー領域での攻撃と防衛作戦を行うための投資、⑨宇宙領域のドクトリン、能力、専門能力の開発を統合加速する。

(インド太平洋における現在および将来の態勢)

インド太平洋軍は航空機2000機以上、艦船と潜水艦200隻、37万5000人の兵員、国防総省の文官、契約した民間人を有している。最も多く配置されているのは日本、韓国、そしてグアムである。フィリピン、豪州、シンガポール、ディゴ・ガルシア（英国領）に小規模の部隊が置かれている。

極めて長距離という問題を克服するために戦域内と戦域間の兵站を支持し可能にするための態勢は柔軟であり、装備の事前配置は極めて重要である。派遣能力の強化を進めており、海軍と空軍のダイナミックな配置、通常と異なる戦闘を行う特別作戦部隊、対潜水艦能力、多領域作戦を行うサイバーおよび宇宙部隊、諜報・監視・偵察能力の強化を行っている。

国防総省は新しい作戦構想を開発しており、多領域作戦構想の一つとして陸軍は同盟国・パートナーとの合同演習・訓練であるパシフィック・パスウェイ・プログラムを通じて多領域任務部隊を試験運用している。さらに、遠征前進基地作戦（Expeditionary Advanced Base Operations）は戦闘環境下での海上作戦に柔軟性と支援を与える新たな海軍と海兵隊の作戦構想である。

②パートナーシップ：インド太平洋に対する米国の関与は、長期的な安全保障同盟に依拠しており、同盟とパートナーシップは競争国が対抗できない永続的で非対象的な戦略的な優位性をもたらす。米国は、日本、韓国、豪州、フィリピン、タイとの同盟を強化する。米国はシンガポール、台湾、ニュージーランド、モンゴルの4つの民主主義国¹³⁾とのパートナーシップを拡大する。南アジアでは、インドと防衛パートナーシップを運用し、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、ネパールとパートナーシップを追求している。東南アジアではベトナム、インドネシア、マレーシアというパートナーと安全保障関係強化を優先し、ブルネイ、ラオス、カンボジアと関与を維持し防衛関係強化の機会を求めている。太平洋諸島とは自由で開かれたインド太平洋を維持するために関与を再活性化し、国連安保理の北朝鮮制裁に貢献する英国、フランス、カナダという主要同盟国とインド太平洋地域で連携している。

③ネットワーク化された地域：米国は2国間関係を3国間および多国間のネットワークに拡大し、侵攻を抑止し安定を維持し共通領域への自由なアクセスを保証する能力をもつネットワーク化された安全保障枠組みを作ろうとしている。韓国、日本、米国の3国間パートナーシップは、インド太平洋の平和と安全保障に不可欠であり、国連安保理決議実施、情報共有、BMD（ミサイル防衛）、HA/DR（人道支援/災害救援）などで実務的協力を行っている。米国は日本、豪州との3国間パートナーシップを発展させており、演習、訓練、情報共有、能力醸成などの協力を行い、COPE NORTH GUAM, SOUTHERN JACKAROOなどの演習により相互運用能力を改善してい

る。米国、日本、インドは、米国とインドで開始され日本が2014年から参加している海軍演習MALABARを毎年実施している。この3国間の対話は国防総省主導で実施されており、2018年11月には初の3か国首脳会議が開催された。

多国間の関与による地域制度の強化としては、ASEANがあげられる。米国は地域の安全保障アーキテクチャにおいてASEAN中心性を支持している。米国とASEANは価値を共有しており、ASEANはインド太平洋戦略の価値と政策を推進する主要パートナーである。

米国はASEANが議長を務める東アジアサミット(EAS)に参加しており、ASEAN地域フォーラム(ARF)の積極的なメンバーである。2010年からASEAN拡大国防大臣会議(ADMM-Plus)に国防総省は参加している。2019年のASEAN議長国タイと協力して、ASEAN米国海洋演習(AUMX)を2019年9月に共同で実施すべく協力している。ASEAN各国が参加する海洋法執行シャム湾イニシアティブとして知られていたSEAMLEIを通じての協力などを模索している。米国、豪州、日本、インドによるQUADは、4か国のインド太平洋構想と協力を議論する重要なフォーラムであり、2017年11月以降3回の次官級会合を開催している。

インド太平洋各国は相互に防衛協力や取決めを新たに結び2国間や多国間の協力を行っている。ベトナムと豪州、日本とインド、マレーシア・インドネシア・フィリピン、日本とフィリピン、インドとベトナム間で協力、支援、訓練などが行われている。2018年にはインドが日本、豪州との3国間の海上安全保障対話を行った。2009年に設立されたシンガポールの情報

提携センター(IFC)は、海賊や薬物密輸などの脅威に関する情報を地域の海軍や沿岸警備隊に提供する地域の海洋情報のハブとなっており、20カ国以上から連絡将校を受け入れている。2018年にはインドのIFCが設立された。

国防総省は、インド太平洋海上安全保障イニシアティブ(MSI)により、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア、タイ、スリランカ、バングラデシュに訓練、装備供与などの支援を行っている。米国は、グローバル平和作戦イニシアティブ(Global Peace Operations Initiative: GPOI)により、国連の平和維持軍へのインド太平洋諸国の参加を支援している。GPOIのパートナーは12カ国(バングラデシュ、カンボジア、フィジー、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、トンガ、ベトナム)であり、訓練、装備、演習などの支援を行っている。

(5) 結論

米国は同盟国とパートナーが安全保障への貢献を次の分野で負担を公平に分ち合うことを期待している。①抑止を確かなものと脆弱性を減らすために自国の防衛に十分に資源を動員し投資を行う、②地域のパートナーの能力育成強化に協力する、③ルールに基づく国際秩序を支持する、④緊急対応と迅速性のために必要なアクセスを提供する、⑤米国および意思を同じくする国と情報共有を含む相互運用能力を強化する、⑥自由で開かれたインド太平洋を支持するために地域主導のイニシアティブを促進し積極的に参加する。

Ⅲ 国務省のインド太平洋戦略報告書

1. 構成と特徴

米国国務省は、2019年11月に公表した報告書「自由で開かれたインド太平洋 共有ビジョンの推進」で米国の自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現のために何を行っているのかを詳細に説明している¹⁴⁾。同報告書は、①パートナーおよび地域制度の関与、②経済的繁栄の増進、③良きガバナンスの擁護、④平和と安全保障の確保、⑤人的資本への投資、の5分野をとりあげている（表5）。

表5 国務省インド太平洋戦略報告書の構成

共有されたビジョン（序論）
パートナーおよび地域制度の関与
多国間の関与
2国間パートナーシップ
経済的繁栄の増進
インフラ
エネルギー
デジタル経済
良きガバナンスの擁護
平和と安全保障の確保
人的資本への投資

（出所）Department of State, A Free and Open Indo-Pacific Advancing a Shared Vision. により作成。

国務省のインド太平洋戦略報告書は、安全保障を含めARIAの各章を踏まえたものとなっており、次のような特徴がある。

- ① 国防総省の報告書のように強いメッセージを出し新たな戦略を示すよりも現状実施しているインド太平洋戦略の多様な行動計画などを説明するものとなっている。
- ② インド太平洋戦略は理念優先で具体性に乏しいという批判があったが、非常に多くのイニシアティブが示されており、米国がインド

太平洋戦略で何を行っているのか具体的に理解できる。たとえば、パートナーおよび地域制度では、ASEAN, LMI, APEC, IORA, 日米豪3国対話, QUADとの連携が挙げられている。

- ③ 一帯一路構想については、構想発表前から実施されている事業を含め、多くの事業の寄せ集めであるという見方があるが¹⁵⁾、インド太平洋戦略も新たなイニシアティブに加え、従来から実施されていた事業を数多く含んでいる。アジア地域で実施されていた多くの支援事業をインド太平洋戦略というくくりで統合したといえる。
- ④ 一帯一路構想に対抗するうえで極めて重要な質の高いインフラ投資の分野では、BUILD法制定、DFC設立、ブルドットネットワーク、ITAN、TAFなど多くのイニシアティブが2018年以降開始されていることが判る。
- ⑤ 良き統治の擁護、人的資本への投資でどのようなイニシアティブが展開され、事業が実施されているのかが具体的に示されている。人的資本育成では、IT人材、英語力向上、公務員の能力養成、青年交流などが実施されている。
- ⑥ 5つの分野できめ細かく非常に多角的な支援や事業が実施されており、国務省、国防総省、商務省、国際開発金融公社、USAIDなど米国の多くの政府機関と民間企業が関わっていることが判る。
- ⑦ 多くの支援事業を実施している反面、全体として規模が小さいという印象がある。インフラ投資については、DFCの融資能力を600億ドルに拡大したが、一帯一路構想の資金規模は1兆ドルともいわれている。1カ国

では中国の資金規模に対抗できないことは明らかであり、日本、豪州など価値と考え方を共有する国々との連携が重要である。

2. 報告書の概要¹⁶⁾

(1) パートナーおよび地域制度の関与

①多国間の関与：多国間（マルチラテラル）の関与としては、まずASEANがあげられており、2019年6月に発表されたASEANのインド太平洋構想（AOIP）の原則（包摂、開放、よき統治、国際法の尊重）と米国のFOIPのビジョンが収斂しているとしている。次に2019年に10周年を迎えたメコン川下流域開発イニシアティブ（Lower Mekong Initiative：LMI）がエネルギーと水の安全保障、持続可能なインフラ、地域制度の面で参加国の能力醸成に寄与しているとし支援を続けている。APECについては、デジタル貿易円滑化、事業環境の改善、サービス市場開放、女性の経済活動参加で協働しており、2018年にアジアにおける経済成長支援（U.S.-Support for Economic Growth in Asia：US-SAGA）プログラムを開始し、高いレベルの包括的な貿易投資政策の実施を支援している。また、環インド洋連合（Indian Ocean Rim Association：IORA）を海洋経済、女性のエンパワーメント、環境と海洋安全保障の分野で支援している。

ASEANがこの地域の政治と安全保障の議論の屋台骨であるが、考えを共有するパートナーとの迅速なミニラテラルな関与として、日本、豪州との三国戦略対話により持続的なインフラ、海洋安全保障、テロ対策など多くの分野で協力を深化させている。日本、インドとは18年11月、19年6月に自由、民主主義、法の支配など共有する普遍的な価値の推進と安全保

証、経済についての意見交換のために会談を行い、日本、豪州、インドによるQUADは2019年9月に海洋安全保障、質の高いインフラ、地域の連結性、テロ対策、サイバーセキュリティなどでの協力を閣僚レベルの協議を行った。

②2国間の連携：米国のインド太平洋地域に対するビジョンとアプローチは、日本の自由で開かれたインド構想、インドのアクト・イースト政策、豪州のインド太平洋構想、韓国の新南方政策、台湾の新南向政策と密接に連携している。日本とは、日米戦略的エネルギーパートナーシップ（JUSEP）、日米戦略的デジタル経済パートナーシップ（USDEP）により協力を進めており、米国はメコン地域のエネルギー開発に2900万ドルの支援を約束している。韓国とはUSAIDと韓国国際協力機構（KOICA）が2019年9月にインド太平洋の開発協力拡大について覚書を交わしている。協力分野は、メコン地域における水の安全保障、ガバナンスと法の執行、インフラ・ファイナンス、サイバーセキュリティ分野での人材育成などである。台湾とは、台湾関係法により台湾の効果的な抑止能力を支援しており、2019年に100億ドルを超える防衛装備の輸出を承認した。

ASEANは米国の第4位の輸出市場であり、加盟各国との協力を進めている。フィリピンのインフラ整備計画（Build, Build, Build）に米国企業が参加し、マレーシアでは透明性と説明責任を含む改革プログラムをマレーシア政府と進めている。メコン諸国にはカ国10年38億ドルの経済協力を水の安全保障、水力発電、エネルギー、インフラなどの分野で行うとともにエヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略会議（ACMECS）を支援している。

太平洋諸島国家との関係は人的往来などを通

じて強化されており、2019年9月には1億ドルの「太平洋協力約束」(Pacific Pledge)が発表され、USAIDが6200万ドルの新規の協力を行うとともにADBの太平洋地域インフラファシリティ(PRIF)の資金を提供する。USAIDはフィジー、パプア・ニューギニア、ミクロネシア、マーシャル諸島、パラウに駐在員を置く。豪州、ニュージーランドとは日本を交えて、パプア・ニューギニアの電化に協力しており、2300万ドルの資金を供与した。

インドとは2018年に外務防衛の2+2対話が始まっており、防衛協力強化のために通信互換安全協定(Communications Compatibility and Security Agreement: COMCASA)を2018年に締結し、2019年には合同軍事演習Tiger Triumphを実施した。インドとは米国インドエネルギーパートナーシップによりエネルギー協力を行っている。宇宙協力では、15億ドルの地球観測衛星NISARの開発プロジェクトなどで協力を行っている。スリランカ、バングラデシュ、モルディブとは、海軍と沿岸警備隊の装備および訓練、人身売買、違法漁業、自然災害対応などで協力を行っている。

(2) 経済的繁栄の増進

米国はFOIPの経済分野に29億ドルを国務省、USAIDを通じて投じてきており、米国ミレニアム挑戦公社(MCC)、海外民間投資公社(OPIC)などを通じて数億ドルの投資を行ってきた。インド太平洋地域における米国企業のマーケットアクセスと公平な事業機会を改善するために開発指向型投資利用向上法(Better Utilization of Investment Leading to Development: BUILD Act)により600億ドルの融資能力を持つ米国国際開発金融公社

(Development Finance Corporation: DFC)を2018年に設立した。USAIDは2019年にバングラデシュ、ミャンマー、ラオス、モンゴル、フィリピンなどで新たな貿易と競争力強化事業を開始した。たとえば、フィリピンのプエルト・プリンセサ市への5億4000万ドルの観光、農業、水産業、教育分野への民間投資誘致(約束ベース)を行った。東ティモールではディリ港の通関業務簡素化とWTOおよびWCO(世界税関機構)加盟に向けての業務の国際標準化に協力している。ベトナムでは税関の通関時間とコスト削減のための能力醸成に協力している。

MCCは、良き統治、当事者能力、透明性という基本原則に基づく結果志向型の支援を行っており、2004年以降、23億ドルの支援をインド太平洋地域に行っている。2018年にはモンゴルに3億5000万ドル、スリランカに4億8000万ドルの支援に調印しておりインドネシア、東ティモール、ソロモン諸島と協議中である。

商務省のアクセス・アジア(Access Asia)プログラムにより1000社以上の米国企業がインド太平洋地域のビジネスに関与しており、2019年にはインドとバングラデシュに100社以上の米国企業が参加するミッションが派遣された(Trade Winds)。2019年11月には米国輸出入銀行と日本貿易保険(NEXI)がLNGのインド太平洋地域への輸出への融資を含む共同融資協定を拡大した。2019年10月には米日貿易協定と米日デジタル貿易協定が調印された。日本は米国の72億ドル相当の農産品輸出の関税を削減あるいは撤廃し、米国の対日農産品輸出の90%が無税あるいは特惠関税の対象となる。デジタル貿易協定により米日間でデジタル貿易が約400億ドル増加する。2018年

9月には USTRADE が米韓 FTA の交渉を妥結させた。同じく7月には、インドに戦略貿易許可ティア1ステータス (Strategic Trade Authorization Tier 1 status) を与え、米国企業はインドに高いレベルのハイテク製品の円滑な輸出が可能になった。これにより防衛装備のインドへの輸出が増加し、従来許可が必要だった97億ドルの輸出が無許可となる。2019年11月にバンコクでインド太平洋ビジネスフォーラムをタイ政府などと共催した。

①インフラストラクチャ：米国は、インド太平洋地域で物理的に安全、財政的に健全、経済的に維持可能で社会的責任を果たせるインフラの開発を支持している。2018年に米国はインフラ取引支援ネットワーク (Infrastructure Transaction and Assistance Network : ITAN) を創設した。ITANは米国の開発金融や経済協力ツールを活用し民間投資を促進することを目指しており、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、フィリピン、ベトナム、インドネシアに対し、インフラの規制枠組み構築や民間投資誘致、官民連携 (PPP) などの分野で協力を行っている。2019年9月には ITAN の枠組みで取引アドバイスファンド (Transaction Advisory Fund : TAF) を発足させた。TAFはインフラプロジェクトの財政面の影響と環境への影響の評価、契約交渉、持続性分析、プロポーザル評価などの面で支援を行う。

2018年10月に BUILD 法で設立した米国国際開発金融公社 (DFC) は、OPIC と USAID の開発信用メカニズムを統合し強化しており、米国政府の開発金融能力を600億ドルに拡大し出資やFSなどを可能にした。DFCは民間部門のみでは投資ができないインフラプロジェク

トへの投資を支援し、信用保証なども行う。今後5年間で120億ドルの新たな民間投資を目標としている。質の高い投資では、ブルードットネットワーク (Blue Dot Network) という新たな制度を日本、豪州、カナダ、EU と創設した。ブルードットネットワークは、質が高く、グローバルベストプラクティスに合致していると確認されたインフラ投資に認証を与えるもので政府、民間企業、市民組織が協力している。2018年には、日本、豪州と3国間開発金融協力協定を結び、パプア・ニューギニアの電化プロジェクト、東南アジアと太平洋諸島国のエネルギー、デジタル、輸送分野のプロジェクトの支援を行う。米国貿易開発庁 (U.S. Trade and Development Agency : USTDA) は、グローバル調達イニシアチブに基づき、健全な政府調達政策と慣行の確立のためにアドバイザーを派遣している。透明な入札手続きは、公平で平等な国際入札に不可欠であり、公的資金の効率的使用と説明能力の確立に重要である。商業法開発プログラム (Commercial Law Development Program : CLDP) は、PPP 促進、モデル契約作成、競争力ある入札者の誘致、プロポーザル評価、透明性の高い説明能力を持った方法によるプロジェクト実施などの面でのインド太平洋諸国政府の能力醸成を目的としている。アジア開発銀行とは、2019年6月にエネルギープロジェクトで70億ドルを動員することで協力している。

②エネルギー：2018年のインド太平洋ビジネスフォーラムで米国は政府全体でエネルギー安全保障のために長期的な技術支援を行う Asia EDGE を打ち出した。このプログラムはインドネシアの11の再生エネルギープログラムに8060億ドルの公的および民間資金を動員し、

バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、スリランカにおける越境電気貿易を行う能力を増強する。バングラデシュでは、パンガオンでの300MWの発電所、海上ガス貯蔵と再ガス化施設、同国初のLNG輸入施設の建設を支援し、70万世帯に22年間電気を供給する583MWのコンバインドサイクルガス火力発電所のGEの合弁企業による建設に調印した。

東南アジアでは、EDGEは30億ドルのソシミLNG輸入ターミナルとサイクルガス火力発電所プラントの米国のAES社の落札を支援した。ベトナムでは太陽光発電の拡大も支援しており、2年間で発電量に占める比率が2%以下から10%以上に上昇した。2019年8月のASEAN関連会議で米国はメコン諸国のエネルギー安全保障と電気へのアクセスを支援するために米日メコン電力パートナーシップ(JUMPP)により2950万ドルを供与した。日米エネルギーパートナーシップでは、GEのガスタービンを使用する15億ドルのジャワ第一ガス火力発電所(日本政府とADBが融資)などのプロジェクトを支援している。USAIDは、今後5年間にクリーンエネルギーを6ギガワット、地域のエネルギー貿易を10%増加するために70億ドルのエネルギー分野への投資を行うことで2019年にADBと提携した。USAIDは二酸化炭素2500万トンに相当する温室効果ガスを削減することを目標とするグリーンインベストアジア(Green Invest Asia)プログラムを実施しており、2022年までに環境持続可能な製品の生産に4億ドルを動員することを目指している。

③デジタル経済：2018年のインド太平洋ビジネスフォーラムでデジタル・コネクテビティとサイバーセキュリティパートナーシップ(デジ

タルパートナーシップ)が開始された。デジタルパートナーシップは、連携している国のデジタル経済へのアクセス、開かれ安全な情報通信技術の採用を支援する取り組みであり、民間投資、規制改革、サイバーセキュリティのベストプラクティスの採用を促進することを目指している。ASEANでは、ASEAN経済共同体におけるオンライン取引、デジタルサービス推進を支援しており、政策担当者への技術支援を行っている。2018年にはペンス副大統領が米国ASEANスマートシティパートナーシップを発表し、デジタルインフラへの米国の投資を促進している。

(3) 良き統治の擁護

米国は、開かれた社会と開かれた市場から成るインド太平洋を信奉し、市民に敏感に反応する統治、企業家精神を養い効率的な資本の分配を可能にする緩やかな(light-touch)規制、透明性・公平・契約の尊厳を促進する制度を支持している。そのために海外腐敗行為防止法、人権侵害に関与している外国政府関係者に制裁を課すグローバル・マグニツキー法、ビザ制限、人権侵害を行っている国に軍事援助を与えることを禁じるリーヒ(Leahy)法などの手段を利用する。米国企業は経済活動における高い水準の透明性、倫理的な行動を行う義務がある。2018年11月にペンス副大統領は、反腐敗、財政の透明性、自由と人権の保護、報道の自由、民主主義支援などを内容とするインド太平洋透明性イニシアティブ(Indo-Pacific Transparency Initiative)を発表し、合計6億ドルに達する200以上のプログラムを実施している。2019年11月の東アジアサミットで米国は、太平洋諸島でのガバナンス促進プログラム

とミャンマーでの自由で公平な選挙のために6800万ドルの支援を発表した。ほかにインドネシア、カンボジア、スリランカ、ネパールでも支援を行っている。

インド太平洋地域では次のような問題を懸念している。カンボジアでの野党の解散と野党メンバーおよび政権批判者への迫害、ミャンマーのロヒンギャを含む宗教あるいは民族的なマイノリティの苦境、なお米国政府はロヒンギャ難民に6億6900万ドルの人道支援を行うとともにミャンマー政府に責任ある対応を要求している。中国に対しては、新疆でのウイグル族などイスラム教徒マイノリティへの野蛮な抑圧を中止することとチベットでの宗教指導者を共産党の介入なしに選ぶことを要求している。香港については、1984年の中英共同声明に基づき、自治と市民的自由を維持するという約束を守るよう警告している。

(4) 平和と安全保障

インド太平洋地域には37万5000人のインド太平洋軍（U.S. Indo-Pacific Command：US INDOPACOM）が配置されている。米国とシンガポールは、シンガポールの空軍と海軍基地の米軍による利用と兵站サービス提供についての1990年の覚書の15年延長を更新した。違法取引、テロと暴力的過激主義、サイバー犯罪、違法漁業、など越境犯罪と戦うための能力増強を重視している。2019年8月にはメコン川流域での越境犯罪に対処する連携を拡大した。ASEAN地域フォーラムと共同でテロを防止するためのワークショップを開催した。サイバー空間での脅威は火急の脅威であり、北朝鮮、ロシア、中国などの通貨、知財、機微な情報を窃盗するなどのサイバー活動に対して対抗するた

めに日本、豪州、韓国などと協力しインド太平洋の各国に支援を強化している。ASEAN各国のサイバーセキュリティの強化のためにシンガポールと協力しており、2019年10月にシンガポールで米国ASEANサイバー政策対話を開催した。

海洋安全保障では、2019年5月に米国、インド、フィリピンの海軍、日本の海上自衛隊による南シナ海での初の合同航海を実施した。2019年9月にはタイとともに初の米国ASEAN海上軍事演習を実施した。2018年には東南アジア海洋法執行イニシアティブを拡大した。2019年9月には、米国、日本、インドの23回目のマラバール海上演習を行った。

トランプ政権になってから、東南アジア海洋安全保障イニシアティブ（SAMSI）とベンガル湾イニシアティブなど国務省とUSAIDによる東南アジアと南アジアに安全保障協力（装備提供と訓練）に11億ドル以上を支出している。国防総省の海洋安全保障イニシアティブとテロ、違法薬物取引、海洋安全保障などのための能力養成支援のためにセクション333基金（Section 333 Fund）は、インド太平洋の多国籍協力に2億5000万ドルを拠出している。米国の沿岸警備隊は2隻の監視艦をインド太平洋地域に展開している。また、バングラデシュ、スリランカ、ベトナム、フィリピンに監視艦を供与している。

環境の安全保障では、脆弱なエコシステムの保護と地震、津波、台風など自然災害への対応のための支援を行っており、カンボジア、インドネシア、フィリピンに6400万ドルの支援を行ってきた。29カ国が参加した軍事演習コブラゴールドでは人道支援が重視されている。ベトナムではベトナム戦争中のダイオキシン汚染

対策を支援している。米国は、国連の平和維持部隊へのインド太平洋諸国の参加を支持しており、バングラデシュ、インド、ネパールからの参加は平和維持部隊の24%を占めている。2008年にはベトナムが初めて参加した。トランプ政権は平和維持部隊の支援に5400万ドルを拠出している。

(5) 人的資本への投資

インド太平洋地域で米国企業は510万の雇員を創出し、教育訓練など人材育成を進めている。米国政府は米国企業と科学技術エンジニアリング数学プログラム(STEM)によりインド太平洋地域でイノベーションを促進している。2019年8月にはフェイスブックがUSAIDと協力してラオスでデジタル経済の支援と訓練のためにSTEMラボを開設した。グーグルはインドネシアでアンドロイド開発者10万人の訓練プログラムを進めている。USAID、アリゾナ大学、民間企業の共同プログラムBUILD-IT (Building University-Industry Learning and Development Through Innovation and Technology)は、ベトナムでのSTEMプログラムの現代化を行うものである。4大学と46のアカデミックプログラムの認証を行い、3000人の大学教員と2万人の技術・工学分野の学生にメリットをもたらしている。

インド太平洋諸国の100人を超える国家指導者と360人以上の閣僚を含む35万7000人がフルブライトや国際ビジターリーダーシッププログラム(IVLP)など米国の交換計画に参加している。現在、インド太平洋地域から73万人の学生が米国に留学している。2013年より米国が開始した東南アジア青年リーダーイニシアティブ(Young Southeast Asian Leader

Initiative: YSEALI)には、14万2000人の青年がバーチャルネットワークを通じて関与し、5000人のリーダーがプログラムに参加した。米国政府が後援する大規模オープンオンラインコース(MOOCs)など英語学習プログラムには7万2500人が参加している。

公務員の能力醸成も行われている。米国とシンガポール政府が共同で実施している第3国訓練プログラム(Third Country Training Program: TCTP)はメコン地域の国々の公務員に対し、貿易、環境、保健、都市開発、疾病対策分野での訓練を行っている。2012年2月の開始以来、47のワークショップを開催し、1200人が参加した。インド太平洋地域の430人の公務員に対し、貿易開発庁のグローバル調達イニシアティブにより最も価値の高い調達とライフサイクルコスト分析についての教育訓練を実施してきた。安全保障では、国防総省のダニエル・K・イノウエアジア太平洋安全保障研究センターが過去2年間で2100人の教育訓練を行ってきた。法の執行については、国際法執行アカデミー(International Law Enforcement Academy: ILEA)がタイ政府と米国により20年前に設立され、17カ国から留学した1万5000人以上が卒業している。米国政府は、最も貧しく脆弱な人々の自立支援のために、平和のための保健・基礎教育・食糧プログラムを通じてインド太平洋地域で毎年5億ドル以上の援助を行っている。

おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大により国境を越えた人の往来が規制され、経済活動も制約を受けていることから中国の一帶一路構想による

インフラ建設などの事業は中止など遅れを余儀なくされている。一方、中国は東シナ海と南シナ海での海洋行動を5月頃から活発化させている。一帯一路に対抗する構想であるインド太平洋戦略もコロナ禍の影響を免れないが、重要性は増しているといえよう。一帯一路構想は中国の外交戦略の中核であり、インド太平洋戦略は米国、日本、豪州などの最も重要なアジア政策であることには変わらない。新型コロナウイルス拡大の収束後、この2つの大きな構想が対峙する状況が続くことになるだろう。

米国のインド太平洋戦略を知るためには、ARIA と国防総省および国務省の報告は不可欠である。国防総省と国務省の報告はARIAをベースとしているが、全てが一致しているわけではない。ARIAは多国間主義を重視しWTOに言及しているが、国務省報告の経済の部分ではWTOを取り上げていない。一方で、中国に対して対抗とともに交渉や協力を行っていくという方針はARIAと国防総省報告ともに述べられており、国防総省報告では明確に関与政策が示されている。トランプ政権の実際の動きがこれらの文書に沿っていないことも生じている。ASEANは3つの文書で重視されているが、トランプ大統領は2019年のASEAN関連首脳会議を欠席しており、信頼を失う行為と評されている。日本は最も重要な同盟国として位置付けられており、積極的な役割が期待されている。また、同盟国とパートナーの負担の分担が強調されていることも見逃せない。

ARIAは超党派で成立した法律であり、米国議会の意思や考え方が示されている。2つの報告書はARIAを詳細かつ具体化させてものである。米国で政権交代が起こってもこれらの文書で示されたインド太平洋戦略は基本的に継続

されていくと考えられる。日本のインド太平洋戦略を中核とするアジア政策の展開に当たり、これら3つの文書は極めて重要である。

【注】

- 1) Remarks by President Trump at APEC CEO Summit, Da Nang, Vietnam, November 2017
- 2) 2018年までの米国のインド太平洋戦略の概略については、石川幸一(2019)「自由で開かれたインド太平洋構想」、平川均ほか編『一帯一路の政治経済学』文眞堂、所収。
- 3) The State and Foreign Operations, and Related Programs Appropriations Bill.
- 4) たとえば、吉崎達彦「特集：米中関係と「アップル・ショック」を考える」溜池通信 N0.657, January 11, 2019.
- 5) Congress Research Service, “The Asia Reassurance Initiative Act (ARIA) of 2018.” In Focus. April 4, 2019.
- 6) Thayer, Carl, “Asia Reassurance Initiative Act, Framework for a US Indo-Pacific Strategy?”, The Diplomat, January 7, 2020.
- 7) 以下は、ARIAの逐語訳ではなく概要にコメントを付したものであり、正確な内容については原文を参照願う。
- 8) Department of Defense, “Indo-Pacific Strategy Report Preparedness, Partnerships, and Promoting a networked Region”, June 1, 2019. 本節は国防総省報告書の逐語訳ではなく、概要にコメントを付したものであり、正確な内容については原文を参照願う。
- 9) Remarks by Vice President Pence at the Frederic V. Marek Memorial Lecture, October 24, 2019, Washington D.C.
- 10) 藪恭平「ペンス米副大統領の演説から占う今後の米中関係」、ジェトロ地域分析レポート、2019年12月13日。
- 11) 渡部恒雄笹川平和財団上席研究員は、対抗パラダイムにおける強硬な関与政策と呼んでいる。渡部恒雄(2019)「米国の対中戦略観—同盟国はどう考えるべきか」鹿島平和研究所。
- 12) 多領域は、陸海空域に宇宙とサイバーを加えた5つの領域(電磁スペクトラムを入れると6つの領域)を指し、多領域任務部隊は、幾軍部隊ながら、この全ての領域で海空軍と連携しつつ局地的に領域横断的な作戦を行なえる展開部隊である(松村五郎「中国に照準を合わせた米国防省のアジア戦略」2019年6月11日、JB Press)。
- 13) 原文は台湾を含めall four countries(4カ国)となっている。
- 14) Department of States, “A Free and Open Indo-Pacific Advancing a Shared Vision”, November 4, 2019.
- 15) 一帯一路構想については、平川均他編(2019)『一帯一路の政治経済学』文眞堂、がデータに基づき包括的な解説を行っている。
- 16) 本項は、国務省インド太平洋戦略報告書の逐語訳ではなく、概要を紹介するものである。正確な内容については、報告書原文を参照願う。